



(電子版) info@jikosoren.jp

2021年 第5号 2021年2月15日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

健康起因事故の行政処分強化

国交省パブコメ 検診未受診者の事故発生で処分

国交省は2月13日、運転者の健康状態の把握等を適切に行わずに健康起因事故を発生させた事業者を処分する行政処分基準の改正について、パブリックコメントの募集を発表しました。自動車運転者の健康起因事故が増加傾向であるとして、健康診断を未受診の運転者による健康起因事故を発生させた事業者を行政処分（初違反40日車、再違反80日車）の対象に追加するというものです。

自交総連では、以前から健康診断など安全対策の徹底を要求し、とくに高齢者については脳ドックを含む検診をするよう求めてきました。今回、脳ドックの義務付けは入っていません。その点も含めて、意見を提出する予定です。

行政処分基準等を改正する通達案に関する意見募集について

令和3(2021)年2月13日 国土交通省自動車局

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にあり、また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっています。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされておりますが、必ずしも遵守されていない

13日の福島沖地震 組合員の重大被害なし

2月13日23時8分に福島沖を震源とするM7.3の地震が発生し、宮城・福島県で震度6強のつよい揺れを観測しました。東北地連の報告では、宮城県仙台市や福島県相馬市内の組合と連絡をとったところ、組合員の人的被害、家屋倒壊などの重大被害は確認されていません（15日現在）。激しい揺れで、家屋内では物が倒れて散乱するなど大変な状況だったそうです。

事例があるものと考えることから、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加する改正を行います。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から当該検討内容に対するご意見を募集いたします。

【意見募集期間】 2月13日～3月14日

【意見提出方法】 ①インターネット②電子メール③FAX④郵送（以下参照）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000214447>
（国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当あて）

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

令和3年2月 国土交通省自動車局

I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にある。また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっている。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされているところであるが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとする。

II. 改正概要

以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ・未受診者による健康起因事故が発生したもの（注1）（注2）

初違反40日車 再違反80日車

（注1）健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患および意識喪失により生じた重大事故をいう。

（注2）事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合などに適用する。

<参考> 現行の行政処分の基準

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

①未受診者1名	初違反：警 告	再違反：10日車
②未受診者2名	初違反：20日車	再違反：40日車
③未受診者3名以上	初違反：40日車	再違反：80日車
2 疾病、疲労等による乗務	初違反：80日車	再違反：160日車
3 薬物等使用乗務	初違反：100日車	再違反：200日車

III. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年3月中 通達施行：令和3年4月1日